平野支部規約

第１章　総則

（名称）

第１条　本支部は、部落解放同盟大阪府連合会平野支部(以下「本支部」)と称する。

（事務所）

第２条　本支部の事務所は大阪市平野区[redacted]に置く。

第２章　目的及び活動

（目的）

第３条　本支部は、封建的身分差別と、それに伴う悲惨な生活状態から部落大衆を完全に解放することを目的とする。

（活動・組織）

第４条　本支部は、その居住における部落大衆との結合を強化し、上部機関の決議を実践し部落大衆の諸要求を実現するために活動する。

第５条　本支部は、平野地区において活動し、部落解放同盟の綱領、規約を承認する支部員をもって組織する。

（支部費）

第６条　支部員は支部費として毎月一人あたり１５００円を納入するもの

第３章　役員

（役員）

第７条　本支部に次の各号に掲げる役員を置く。

（1）支部長　１名
（2）副支部長　若干名
（3）書記長　１名
（4）財務部長　１名
（5）執行委員　若干名

２ 必要に応じて書記次長、特別執行委員を若干名おくことができる。また、会計監査を支部員より互選する。

（選任）

第８条　役員は定期大会において選出する。

（職務）

第９条　支部長は、支部を代表し、諸活動を総括する。

２ 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある場合代行する。

３ 書記長は、支部長の実務を補佐し、支部の業務を統括する。
４ 財務部長は、支部の財務を司る。
５ 執行委員は、執行委員会の職務を分掌する。

（解任）

第 10 条　支部員で、部落解放同盟大阪府連合会規約第２６条に該当する行為のあったものは、機関で除名することができる。但し、除名理由を中央統制委員会に報告し確認を得なければならない。

（任期）

第 11 条　役員の任期は大会から次回の定期大会までとする。

第４章　大会

（種別）

第 12 条　本支部の大会は、定期大会及び臨時大会とする。

（構成）

第 13 条　大会は全支部員をもって構成する。

（審議事項）

第 14 条　大会は、本支部の最高決議機関であって、当面の重要な審議を決定する。

（開催）

第 15 条　大会は、支部長が招集する。

２　定期大会は年 1 回開催する。

３　臨時大会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 執行委員会が必要と認めた場合
(2) 支部員の三分の二以上が請求した場合

（定足数）

第 16 条　大会は支部員の過半数の出席により成立する。

（議決）

第 17 条　大会の議事は出席者の過半数の賛成で成立する。

第５章　執行委員会

（構成）

第 18 条　執行委員会は、支部長、副支部長、書記長、財務部長、執行委員で構成する。

（開催）

第 19 条　執行委員会は次の各号によって支部長が招集する。

(1)　月 1 回定期的に開催する。
(2)　支部員の三分の一以上の要求があった場合
(3)　支部長が必要と認めたとき

（業務）
第 20 条　支部執行委員会は、支部の任務を遂行するために必要な部を設けることができる。
第 21 条　支部執行委員会の決定により、支部長は本支部の顧問を委嘱することができる。

第６章　会計

第 22 条　本支部の運営にようする経費は、会費、事業収益金、寄付金及びその他収入をもってあてる。

第７章　雑則

第 23 条　本規約は、大会において、三分の二以上の賛成を得なければ、改正できない。
第 24 条　本規約は、支部大会で決定されると同時に効力を発する。

［付記］　第１回定期大会（１９７２年1月２５日）制定
［付記］　第１０回定期大会（１９８２年7月４日）改正
［付記］　第１６回定期大会（１９８８年6月２６日）改正
［付記］　第２２回定期大会（１９９４年6月５日）改正
［付記］　第２４回定期大会（１９９６年5月１９日）改正
［付記］　第２８回定期大会（２０００年6月４日）改正
［付記］　第４４回定期大会（２０２０年9月２４日）改正